

高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約

高知市（以下「甲」という。）及び高知県（以下「乙」という。）は、甲と高知県内の他の市町村（以下「市町村」という。）とが形成するれんけいこうち広域都市圏（以下「圏域」という。）の取組を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が役割分担を明確にした上で、相互に連携して、れんけいこうち広域都市圏ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づく事業（以下「連携事業」という。）を着実に推進することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成し、もって県勢浮揚につなげていくことを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

（役割分担）

第3条 甲は、乙及び市町村と緊密に連絡調整を行いながら、圏域の中心となって、連携事業の実施、その効果の検証及びビジョンの更新等の必要な見直しを繰り返し行うことにより連携事業を推進するものとする。

2 乙は、前項に規定する連携事業の実施・検証・見直しの繰り返しにより連携事業が推進されるよう、また、連携事業と乙の施策との整合性が図られるよう、甲及び市町村に対する情報提供及び助言並びに甲と市町村との間の連絡調整を行うとともに、連携事業の効果が最大限に発揮されるよう、甲及び市町村に対する情報提供、助言、財政的支援その他の支援を行うものとする。

（協議）

第4条 甲及び乙は、この連携協約の円滑な遂行を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第5条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲と乙とが協議して行うものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（疑義の決定等）

第6条 この連携協約に関し疑義のあるとき、又はこの連携協約に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この連携協約は、平成30年4月1日から効力を生ずるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月28日

甲 高知市本町5丁目1番45号

高知市

高知市長

岡崎誠也 

乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県

高知県知事

尾崎正道 